

山形マット事件：少年事件の事実認定と捜査、少年法「改正」

武内，謙治
九州大学助教授

<https://hdl.handle.net/2324/14616>

出版情報：法学セミナー．48（6），pp.30-33，2003-06-01．NIPPON HYORONSHA
バージョン：
権利関係：



山形マット事件

少年事件の事実認定と捜査、少年法「改正」

山形地裁二〇〇二年三月一九日判決 判時一八〇六号九四頁など



九州大学助教授

武内謙治

1 事件を見る目

一九九三年一月、山形県にある中学校の体育館内用具置場で、一年生のX(当時一二歳)がロール状に立ててあった体操用マットの空洞部分に頭を下にして死亡しているのが発見された。警察は、事件に関与したとして当時一四歳だったA、B、Cを逮捕し、当時一

三歳以下で刑事責任年齢に達していなかったD、E、F、Gを補導した。

A、Gのいずれも捜査段階では事件に関与したことを自白していたが、事件が家庭裁判所に送られた後、A、Fはアリバイを主張し、事実を否認した。Gも、Aの審判証言において事実を否認した。山形家庭裁判所は、A、Cには非行に及んだ事実が認められないとして処分を科さない決定(不処分決

定)を行う一方で、D、Fについては非行事実を認め、少年院送致などの保護処分を言い渡した。Dらは仙台高等裁判所に不服の申立て(抗告)を行ったが、高等裁判所は少年たちの自白を信用できるもの(「信用性」がある)と評価し、Dらの申立てを退けた。同時に高等裁判所は、審判の対象になっていないA、Cも非行にかかわっていた余地があることを示唆した。その後、Dらは最高裁判所へ再び不服を申し立てたが認められず、保護処分の取り消しを求める申立ても同様に退けられた。こうした少年手続の結果を受けて、Xの遺族は、一九九五年一二月に、A、G七人に対し損害賠償を求める民事訴訟を起こした。しかし、二〇〇二年三月の山形地方裁判所の判決は、A、Gが非行に及んだ事実を認めず、Xの遺族の訴えを退けた。A、Gの自白を裏付ける客観的な証拠がなく、逆に自白内容が客観的な証拠と矛盾すること、体験者でなければ述べえないような具体性、迫真性がA、Gたちの自白に含まれていないことなどから、A、Gの自白は信用性がないというのが理由である。その際に、山形地方裁判所は、当時A、Gが一四歳以下だったにもかかわらず、保護者などの立ち会いがなされない状態で長時間、過酷な取調べ

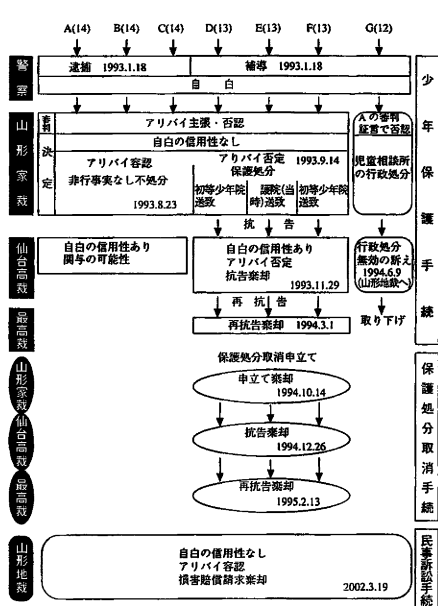
を受けていたことなど、問題のある捜査が行われていたことを指摘した。

山形地方裁判所の民事訴訟判決は、具体的な事件の流れのなかで実質的な「再審無罪」の意味を持つとともに、少年手続において事実を正確に認定するにはどうすればよいかという問題を提起している。具体的には、①少年審判における事実認定の問題と、②少年事件の捜査の問題である。このことは、同時に、少年法「改正」が果たして正しいものであったのか、という疑問も投げ掛けている。なぜなら、山形マット事件を大きなきっかけにした少年法「改正」は、捜査段階の問題にまつたく手を付けておらず、その一方で検察官の少年審判への関与などを新たに認めたからである。

2 少年審判の構造と非行事実の認定

——少年法「改正」問題

少年法が二〇〇〇年に「改正」されたことは、読者の記憶にも新しいところだろう。この「改正」は、①「被害者等への配慮の充実」、②「処分等のあり方の見直し」、③「非行事実認定の適正化」を内容としている。これらは、相互に密接に関連しているが、議論の



発端は一応別のものだったといえる。①②は、神戸事件（一九九七年）などに代表されるような「凶悪」な少年事件が増えてきたのではないかと、という一九九〇年代半ばから強まった声に後押しされたものである。それに対し、③は、山形マット事件のほか、草加事件（一九八五年）や調布駅南口事件（一九九三年）のように、少年審判で正しく非行事実認定を行うことが難しい事件が増えた、という一九九〇年代のはじめ頃から裁判官を中心に強まった意見を土台にしていた。③の問題について議論が行われているうちに、①②が問題として浮上り、一挙に少年法「改正」が行われたといえる。ここでは、③の問題を中心に考えてみることにしよう。

まず、「改正」される前の少年審判のつくり（少年審判の構造）を確認しておこう。「改正」前の少年審判は、(a)成人の場合の刑事公判手続のように犯罪を訴追する役割を負う検察官は関与せずに、一人の裁判官と少年が向き合う形（「職権主義」）をとっていた。これは、元々は、非行や法に触れる行為自体が重要なのではなく、その背後にある問題（少年を取り巻く社会的な環境、家庭の問題、少年自身の資質など）を解決することが重要だと考えられたた

めである。他方で、(b)少年審判手続は、刑事公判手続のように、裁判官の予断を排除したうえで、ひとつひとつ証拠を吟味していくのではなく、家庭裁判所に送られてきた証拠を裁判官があらかじめ見たうえで少年審判を始める、という構造になっていた。たとえていうならば、刑事公判手続が、裁判官が何も知らない「真っ白」な状態から始まるのに対し、少年審判手続は、少年がおそらく非行を行ったであろうという「灰色」の状態から開始される構造になっていたのだ。さらに、「また聞き」の証拠は証拠として使えない（伝聞証拠の排除）、ということにもなっていた。これは、証拠をひとつひとつ吟味していく構造をとると、時間が長く掛かってしまうからである。そうすると審判の途中で少年が成人になってしまう事態が生じうるし、少年が抱える問題を素早くケアすることも難しくなるのである。

こうした「改正」前の少年審判の問題性が指摘され始めたのは、草加事件、山形マット事件、調布駅南口事件といった事件で、捜査段階で自白していた少年が家庭裁判所で否認に転じるという事態が立て続けに生じてからである。そこで、一方で、(a)の側面に着目して、少年審判では検察官が関与せず、

裁判官一人で判断を行わなければならないために、さまざまな角度から事実を見ること（「多角的視点の確保」）ができず、非行事実が激しく争われると裁判官と少年とが対立してしまい（「対峙状況の回避」ができない）、「真実」が発見できなくなる、と指摘されるようになった。他方では、(b)の側面に目を向けて、予断が完全に排除されていない少年審判では、本当は非行がないのに非行があると判断してしまう（つまり「冤罪」が生じてしまう）危険性が高い、との主張がなされるようになっていった。二〇〇〇年の少年法「改正」は、このうち特に(a)の側面から少年審判の構造を変え、「多角的視点の確保」や「対峙状況の回避」を理由として、これまで少年審判に一人しかいなかった裁判官を三人にできたり（「裁定合議制度」）、これまで少年審判に関与していなかった検察官が事実認定のために少年審判に関与でき、家庭裁判所の事実認定の「誤り」を指摘できる機会が与えられたり（「抗告受理の申立て制度」）したのである。

しかし、ここで考えてみなければならぬのは、果たして今回のような「改正」は本質的な問題を解決するものになっているのか、ということである。「改正」後の少年審判では、本当は非行

がないのにあると誤判されてしまう危険性は、減っているのだろうか。

読者が少年だとすれば、審判に立ち会った検察官から自白を覆したことを追及された場合に、あるいは三人の裁判官に囲まれた場合に、萎縮せずに自身の言葉で意見を述べる事ができるだろうか。本当は非行を行っていないということを言い出すことすらできないのではないだろうか。なぜ捜査段階で自白をし、なぜ少年審判の場でそれを覆したのか、少年自身の声が裁判官に聴き届けられることは、誤判を防止するために極めて重要なことである。捜査にも携わる検察官の審判関与を認めた「改正」少年法では、少年が自白を覆したことの背景にある事情が等閑視され、捜査段階と違うことを言っているということと自身が追及の対象とされる危険性が高まっている。そうなれば、少年の声が聴き届けられるどころか、捜査段階の問題性が覆い隠されてしまう危険性が高まるのである。

他方で、読者が裁判官だとすればどうだろうか。少年の言葉を虚心に聴く姿勢を持つことに加えて、捜査段階で少年が行った自白が「真実」なのかどうか、それが証拠としてどれだけ信じることができるのかを確認するには、どうすればよいだろうか。自白内容は、

客観的な証拠により裏付けられるか、逆に積極的に矛盾していないかを確かめれば良いと考えるだろうか。さらには、①自白に至るまでの経過や自白内容に不自然・不合理な点はないか、②自白の変遷があるか、ある場合には合理的な理由があるか、③自白内容に真犯人しか知らないような事実があり（秘密の暴露）があり、自白が詳細で、迫真なものかどうか、ということを確認する必要があると考えるだろうか。実は、こうしたことは、自白が冤罪の原因になってきた苦い歴史の教訓のうえで、自白の「信用性」に関する注意則として刑事司法のなかですでに確立しているものである。こうした注意則は、少年審判の構造を変えなくても守ることができるものであるし、また事実認定を正しく行おうとすれば必ず守らなければならないものなのである。

このように考えてみると、「改正」少年法のような形で少年審判の構造を変えることが、非行がないのにそれがあると誤判することを防ぐために必要で適切な措置だったのかは、極めて疑わしくなってくるのである。

3 少年事件の捜査

ここまで読まれた読者のなかには、

少年が捜査段階において自白していたにもかかわらず家庭裁判所で事実を否認に転じることを不思議に思う人がいるかもしれない。だが、問題は、捜査段階において少年は自分の意思で自白をしているのか、それともそうせざるをえないのか、ということである。

まず確認が必要なのは、捜査段階における少年の身体拘束の問題である。成人事件の場合、裁判所が逮捕を認めれば、四八時間まで身体が拘束される。そのうえで、裁判所が勾留を認めれば一日間、その延長が認められればもう一日間（そして特別な犯罪の場合にはさらにもう五日間）、原則的に拘留所で身体拘束が認められることになる。それに対し、少年法は「改正」される前から、三段階で勾留を制限している。すなわち、①やむをえない場合でなければ検察官は勾留を請求することはできず、裁判官も勾留状を発付することができない、②勾留に代えて、本来少年審判に備えて少年の心身の状態を調べるための機関である少年鑑別所に少年を入れる措置をとる「勾留に代わる観護措置」。この場合身体拘束の期間は一日間に限定される、③成人の場合勾留場所は原則に拘留所であるが、少年の場合には勾留が認められるときでも少年鑑別所に少年を入れる

ようにする、という制限である。これらは、成長期にある少年が身体拘束によって受ける悪影響を最小限にとどめようという考えに基づいている。

しかし、こうした少年法の要請は、現実には守られていない。二〇〇一年の「検察統計年報」によれば、二〇歳未満の被疑者（つまり少年の被疑者）のうち八〇・二％に対して勾留が許されており、勾留に代わる観護措置がとられたのはわずか一〇・二％にすぎない。

さらに問題なのは、③に関係する身体拘束場所である。成人事件では、法務省所管の拘留所ではなく、「代用監獄」とも呼ばれる警察庁所管の留置所で身体拘束が行われることが多い。この代用監獄では、四六時中警察職員の監視下で身体拘束が行われるために、自白に頼った無理な捜査が行われやすく、冤罪の温床になっている、と国際的にも厳しく批判されている。それでは、少年の場合にこうした代用監獄が用いられていないかという点、そうではない。現実には、少年の場合であっても、拘留所はおろか、代用監獄で身体拘束される場合が決して少なくないのである。少年が身体を拘束されたまま、しかも孤立無援の状態で取調べを受ければ、自白の強要が行われやすく、そう

でなくとも迎合的な虚偽の自白を行ってしまうことは、想像に難くない。こうして見ると、少年が取調べ中に自白せざるをえない、という側面にこそ光が当てられなければならないのである。

それでは、こうした現実を改善するにはどのようにすればよいだろうか。身体拘束場所と取調べが結びついていることに着目すれば、少年法を遵守し、少年については少なくとも代用監獄で身体拘束を行わせないようにすることが大切になる（そもそも、逮捕や勾留が取調べのためにあるものなのか、それが法的に許されるのかも、関連して考えてみる必要がある）。

他方で、取調べのあり方そのものに着眼して、何か改善策はないだろうか。少年の特性を捜査官に十分注意させる、という方法を思いつくかもしれない。

現に、法律ではないが、国家公安委員会規則（警察の内部規則）である「犯罪捜査規範」は、少年事件の捜査については、「少年の健全な育成を期する精神をもつて、これに当たらなければならない」（二〇三条）と記しているし、「少年事件の捜査を行うに当たっては、少年の特性にかんがみ、……（中略）取調べの言動に注意する等温情と理解をもつて当たり、その心情を傷つけないように努めなければならない」（二〇

四条）と規定している。しかし、それだけでは不十分だ。なぜなら、取調べは密室で行われるため、こうした規定が遵守されているかどうかは客観的には分からないからである。

そこで、いまひとつ思い浮かぶ方策は、取調べの様子を客観化したり、取調べを「密室」で行うことをやる、ということである。例えば、取調べの様子をテープに録音・録画すれば、裁判官をはじめ外部の人は取調べが適正なものだったか分かりやすくなる。また、保護者や弁護人を取調べに立ち会わせれば、取調べが可視化できるだけでなく、少年が孤立無援の状態を脱することができ、虚偽の自白を行う危険性は少なくなると考えられる。捜査機関にとっても、取調べを可視化・客観化することは、適正な取調べを行っていることを外部の人に明らかにするために、大切なことであるはずである。

しかし、取調べのテープ録音・録画は、日本では行われていない。同様に、保護者や弁護人の取調べへの立ち会いも行われていない。そして、「改正」少年法も、少年審判の構造に変更を加える一方で、こうした捜査をめぐる問題には、まったく手をつけないままなのである。

4 おわりに

実は、山形マット事件のみならず草加事件や調布駅南口事件でも、少年法「改正」後、実質的な「再審無罪」の判断が裁判所によって示されている。警察の取調べで得られた少年の自白は客観的な証拠と矛盾し、信用できない、というのが共通した指摘だ。

それでは、「改正」少年法により誤判の危険性は減らされているのだろうか。「改正」少年法は、問題の核心である捜査に手をつけていないうえ、少年自身の声が聴き届けられにくい形、捜査の問題性を覆い隠しやすい形に少年審判を変えることができてようにしている。これでは、本当はなかった非行をあると誤判させる危険性がかえって高まったとすら考えられる。

ただでさえ、誤判は、「犯罪者」とされた人の人生を踏みしめるものである。それが少年である場合、どうだろうか。思春期という人格形成期に、警察官や裁判官といった大人から、そして社会全体から「犯罪者」と烙印を押されることが当事者の少年の人生に与える影響はかりしれない。人生の最も晴れやかな時期である「青春」を破壊してしまう少年期の冤罪の非人間的性質は、

どう讀んでも取り返しがつかないものなのである。誤判で傷つくのは当事者の少年ばかりではない。後になって本当は非行がなかったと分かれば、被害者やその遺族は、自分の感情を踏みにじられたと感じるだろうし、裁判所や捜査機関への信頼も失うに違いない。このことは、今回の少年法「改正」の一つの柱にもなっている「被害者等への配慮の充実」とも相反する結果を招くことになるのである。

事実の認定は、はじめから間違わないようにしなければならぬ。そのためには、捜査のあり方を変えなければならないのである。

（より進んだ勉強するための参考文献）
新倉修二・佐々木光明「山形マット死事件から学ぶ——少年司法改革は捜査のあり方の見直しから」法学セミナー五一七号（一九九八年）六八頁以下、日本弁護士連合会子ども権利委員会編「少年警察活動と子どもの人権（新版）」（日本評論社、一九九八年）、北澤毅・片桐隆嗣「少年犯罪の社会的構築——「山形マット死事件」迷宮の構図」（東洋館出版社、二〇〇二年）、守屋克彦「山形明倫中事件」が問いかけるもの」季刊刑事弁護二二号（二〇〇二年）八頁以下。

（たけうち・けんじ）